

第5編 財政上の措置編

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償等

第1節 損失補償

- 1 県は、以下の処分が行われた時には、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。
 - (1) 特定物資の所有者が、正当な理由がないのに売渡し要請に応じない場合で、救援を行うため必要があると認めるときに、物資を収用する場合
 - (2) 特定物資を確保するため緊急の必要があると認められる場合で、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を行う者に対して、物資の保管命令を命じた場合
 - (3) 避難住民等に収容施設を供与し、又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋、物資を使用する場合
- 2 県及び市町村は、以下の処分が行われた時には、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。
 - 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合

第2節 損失補てん

県は、① 県対策本部長の総合調整、又は ② 避難住民の誘導又は復帰若しくは避難住民又は緊急物資の運送に係る知事による是正の指示に基づく措置の実施に当たって、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失の補てんの手続等に準じて、当該損失を補てんしなければならない。

第2章 損害補償

1 県及び市町村は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その損害を補償しなければならない。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

- (1) 避難住民の誘導及び復帰への協力
- (2) 救援への協力
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (4) 保健衛生の確保への協力

2 知事は、要請に応じ、又は指示に従って医療を行う医療関係者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その損害を補償しなければならない。

第3章 被災者の公的徴収金の減免等

1 県及び市町村は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。

2 県及び市町村は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県及び市町村は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。

2 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。

第5章 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求等

市町村は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、市町村国民保護計画に定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

2 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき、市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、市町村国民保護計画に定めるものとする